第３回 公民館のあり方検討委員会　会議結果（議事録概要）

1．開催日時：令和５年８月 25 日（金）午後２時 00 分～午後４時００分

2．開催場所：佐賀商エビル７階 共用大会議室

3．出席者：公民館のあり方検討委員　11 名

五十嵐 勉委員長、小城原 直副委員長、福田 忠利委員、石井 孝嗣委員、
吉村 純子委員、溝上 良雄委員、福島 龍三郎委員、福成 有美委員
翁 昌史委員、横尾 敏史委員、田島 みゆき委員　（欠席委員５名）

事務局

筒井地域振興部長、大野地域振興部副部長兼地域政策課長

【公民館支援課】

大坪地域振興部副部長兼公民館支援課長、松尾副課長、蘭公民館支援係長、
大野主事

【協働推進課】

吉田地域コミュニティ室長

【社会教育課】

大塚課長、宮崎副課長

【企画政策課】

峰松主査

4．傍聴者：１名

5．議題

(1) 第１回、第２回の振り返り
(2) 佐賀市公民館の現況について
(3) 今後のあり方について（①多様な活用について ②使用料、減免について）

6．会議資料

・第３回公民館のあり方検討委員会
・別紙１～5

7．議事内容

＜開会＞

・事務局より第３回公民館のあり方検討委員会の開会を宣言

＜議事＞

(1)第１回、第２回の振り返り

・事務局が、資料「第３回公民館のあり方検討委員会」を用い、第１回会議及び第２回会議の振り返り
・意見、質問等なし

(2)佐賀市公民館の現況について

・事務局より第１回会議で質問のあった「公民館利用者数の推移」「公民館別・部屋別の利用状況」「公民館利用者の属性」「佐賀市立公民館のイチ押し事業」を中心に説明

・意見、質問等なし

(3)今後のあり方について（①多様な活用について ②使用料、減免について）

・事務局より今回の協議内容、協議にあたっての前提の他、公民館の多様な活用について、使用料、減免について説明

【委員からの質疑・意見、事務局からの回答】

委　員：当該委員会は、公民館の今後の活性化、魅力ある公民館というのはどうあるべきかを議論する場ではないのか。事務局の説明では、既に今後のあり方についての方針が決まっているように感じる。当該委員会における委員の役割は何か。

事務局：佐賀市の公民館の現状、市の直営を前提として、社会教育施設としての枠や範囲に捉われない活用について議論いただき、その結果を今後の公民館運営に活かしたいと考えている。

委　員：公民館が今行っている固有事務とはどのようなものなのか。貸館業務以外について知りたい。

事務局：公民館は地域活動の拠点であり、生涯学習や社会教育を通じた地域の人づくりも大事な公民館の役割だと考える。

委　員：なぜ市長部局で社会教育の場である公民館の運営をしているのか。教育委員会から市長部局に移管した背景と考え方を訊きたい。移管したのはいつなのか。また、他市の状況は。

事務局：市長部局における各種事業について、よりスムーズに共催や連携が図れるよう、令和３年４月に移管した。

県内の 10 市では、公民館からコミュニティセンターに変更となったのが鳥栖市と伊万里市の２市となっている。市長部局で所管しているのは佐賀市のみで、ほかは教育委員会事務局で所管している。

委　員：公民館の所管が教育委員会から市長部局に移管しても、社会教育法が根拠法となっているのか。また、公民館に係る予算は国から出ているのか。

事務局：社会教育法が根拠法であることは変わりなく、営利、政治、宗教に係るものに関して利用の制限がある。また、公民館に係る予算は建設費を含め、ほぼ市で賄っている。

委　員：公民館の所管が教育委員会から市長部局に移管したのは、社会教育だけではなく防犯や防災といった地域活動、地域福祉なども含めて運営をしなければ地域

の活性化が果たせないためだと理解している。移管した結果、公民館と地域とがどこまで連携、協力できるかを明確にすることで地域住民が動きやすくなるので、その辺りについて議論したい。

委　員：まちづくり協議会（以下「まち協」という。）の設立の際にも議論になったことだが、昨今、地域コミュニティ活動が多様化し重要性が増しているものの、その拠点の一つである公民館が社会教育に縛られていると活動の展開が難しくなるため、公民館をコミュニティセンターという形にして、誰でもが利用できるような施設にするという大きな流れがある。また、様々な地域活動が公民館を通じて行われているが、公民館職員がその活動をサポートし、多忙化すると、今度は社会教育事業が回らなくなるという問題がある。前回の久留米視察の際、地域活動自体は活発な一方、社会教育がどうなっているのか疑問を持った委員は少なくないのではないか。現在公民館で行われていること、社会教育に関連して行われていること、社会教育とは切り離して行いたいことを踏まえて公民館をどうしていくのかについて議論したい。

委　員：まち協もそうだが、公民館のアンケート調査でも明らかとなっているとおり、現役を退いて時間に余裕がある 65 歳以上が活動の主体となっている。今の若者が公民館に足を運ばないのは致し方ないことだと捉えており、できる範囲での活動を各校区のなかでやっていくとしたら、65 歳以上が活動の主体にならざるを得ないのが現状であると考える。

教育委員会から市長部局への移管は令和 3 年 4 月ということだが、時期を勘違いしていた。移管時期やその理由について掘り下げた説明がほしい。

委　員：次回予定されている運営体制等についての議論において、公民館がどういう経緯で現状に至っているのかがわかる年表形式の資料がほしい。

若者に地域活動に参画してもらうには、場合によっては校区外の団体や企業が地域と連携してイベントや新しい活動をするなどしなければ、今と変わらない状況になるのではないかと考える。

委　員：前回視察した久留米市は民設民営のコミュニティセンターだったが、実施される事業や活動は、基本的な枠組みは違っても市が直営する佐賀市の公民館と内容は大差がなかった。つまり市の直営でも民設民営と同じようなことはできるということに他ならない。ただ、収益事業を制限する縛りを取り払い、土日を中心とした活動に民間の活力を入れていかないと、若者を呼び込むのは難しいのではないかと考える。

委　員：現在まち協に対し市から補助金が出ているが、地域は自治会が各種団体に対して出している助成金で動いており、市からの補助金で動いているわけではない。市はまち協設立時に、今後補助金が減少していくことを示唆した上で、ま

ち協自身で収益を上げていくよう通達をしており、まち協もその方向で動いている。事業を企画し民間と連携するなどいろいろな方法が考えられるが、公民館に縛りがあると自由な発想が得られず、収益を上げるような事業の実施が現状では難しい。

委　員：仮に公民館をコミュニティセンターと改称しても、所管が公民館支援課のままならば実態に変化はないのではないか。

事務局：公民館以外の名称に変更した場合、社会教育施設ではなくなるので、社会教育法の縛りもなくなる。

委　員：社会教育法の縛りがなくなった場合、社会教育機能をどうやって維持向上させていくのか、議論しなければならないテーマであると考える。

委　員：前回の久留米視察の際、社会教育と地域コミュニティは両立できるのではないかと感じた一方で、地域づくりにおける担い手不足の話や、コミュニティセンターでの社会教育に係る時間が取れていないという話を聞いた。単に利用者を増やすだけでなく、担い手の育成など先につながるものがあれば価値があると思うのだが、どのような活動や事業をするべきなのかイメージがわかない。地域の担い手不足を解消し、社会教育機能を維持しながら、これから先どうしていけばいいのかを考えるということで間違いないか。

事務局：ご認識のとおり、社会教育の人づくりや地域づくりへの貢献にプラスして何があればいいのかという点について議論いただきたい。

委　員：地域の方が入っていきやすいものにならないといけないと思う。公民館という枠のなかでどこまで最大限できるかということを議論した上で、緩めるところを考えないと、人の育ちがついていかないのではないかという印象がある。

委　員：公民館を現状からもう一歩ステップアップさせるには、民間企業に貸し出すといった改革をしないと厳しいのではないか。いろいろなやり方、アプローチの方法があるが、地域の特性に合わせた事業ができる企業等が公民館を利用できるような制度改革をすれば、殻を破ることができるのではないかと考える。

委　員：公民館を活動拠点とするセクター（まち協だとか自治会だとか）がたくさんあり、若い人や民間事業者にはわかりづらい。各種団体等の関係性や情報が溜まる場所がもっとわかりやすくなれば、公民館の利用や事業参入がしやすくなるのではと思う。

委　員：公民館の多様な活用を考えるにあたり、今現在利用が少ない 19 歳～30 歳代のニーズ調査、エリア型でなくテーマ型などで活動する団体やコミュニティの公民館活用に係る調査、19 歳～30 歳代との協働による新たな企画の立案の 3 つが求められているのではないかと考える。

委　員：公民館という建物と事業を軸にした活性化という 2 種類の考え方があり、これ

らを整理し、分けて議論した方がいいのではないかと感じた。
運営については、ヒト・モノ・カネのうち足りないヒトとカネを補いながら活性化を図っていくために、民営も検討した方がよいのではないか。

委　員：社会のなかの人づくりや地域づくりという目的から外れず、地域の活性化について描くことができるのであれば、公民館事業に民間の活力を入れることは良いことだと思う。ただ、何でもいいのではなく、地域の活性化につながることが必要。

委　員：民間活用を目指すなら、市として公民館の民間活用を推進するという大枠の方針を打ち出した上で、細かな部分をわかりやすく出していく必要があると考える。そうなると、公民館の運営について職員個人の判断や市に丸投げといったことにならないよう、自律性を促す仕組みも必要になってくるだろう。また、市の直営で運営する場合でも、多様な意見、ニーズを反映した上で公民館が運用できるようにする仕組みはつくるべきであると考える。

委　員：現役世代は休日には休息を取りたいなどという理由から地域のイベント等には参加しないように感じるが、興味がある催しならば時間をつくって参加すると思うので、ニーズに合わせることが必要。

委　員：まちづくりの目的は地域の人々のつながりづくりであり、公民館を活用してイベントや研修を開催して交流の場をつくるだけでなく、運営側は全体のコーディネーターとして参加者のマッチングを行うような場の提供が必要と考える。
使用料減免については、校区民に関しては現行のままでいいと思うが、営利目的の場合は金額設定を高めに設定した方がいい。

委　員：公民館の使用料については有料化して、対価を取るべきだと考える。

委　員： 今後の佐賀市の公民館のあり方を検討するためには「これまでの公民館の歩みを振り返り、検証すること」及び「公民館のあり方を公民館、まち協、地域団体、行政の３者の関係性のなかで議論すること」の２点が不可欠であると考える。

委　員：今回の公民館のあり方検討委員会は、公民館、まち協、自治会、いろいろな団体の方々が入っていて、これから公民館をどう活用していくのかというポジティブな議論をしなければいけないが、課題が沢山有って今回全部解決することは不可能。最低限、公民館をどうやって使いやすくし多くの人たちが利用できる環境をつくっていくのか、そのために何をしなければいけないのかを検討せざるを得ない。
社会教育機能としての公民館をどうするかということは、今回の議論の本筋ではないが、今まで以上に維持向上しなければいけないという前提は変わっていない。そのためにも、様々な活動の活性化も含めて議論しなければいけない。
市民の公民館に対するイメージは、学びの場だとか勉強の場、会議で使える場

所、一時避難場所などいろいろあると思うが、市民目線で今後公民館をどんなふうに活用してもらいたいのかが一番重要なこと。今まで公民館機能として果たしてきた人材育成だとか生涯学習は変えないのだが、それだけにこだわっていたら殆どの人の関心は増えないし、今と何も変わらない。新しい利用者を掘り起こすために、どういう仕組みをつくっていくのかというところが最大のポイントである。

そういう意味で言えば、校区内の住民は営利を目的としない限り、基本的には利用料無料、校区外の人たちに対して、それなりの差別をした利用料金を設定していいのかどうか。

委　員：佐賀市の公民館は校区を限定していない。市内か市外かで線引きしているし、そのままでよいと思う。

委　員：公民館の使用料について、公民館の自主財源として使うことができるのか。

事務局：佐賀市の収入になり、公民館の自主財源に充てることは現状ではできない。

また、営利団体に貸し出すことがあった場合、他の民間施設の利用を圧迫しないような金額設定を検討しなければならないと考える。

委　員：民間団体の営利活動は受け付けていないのか。

事務局：受け付けていない。

委　員：営利で、どこまでが非営利なのかという線引きが難しい。何らかのガイドラインをつくらない限り、現場では判断できないと考える。

委　員：地域団体が商品を売るのは良いのか。

事務局：地域団体が売り上げを地域に還元する場合は可能。

委　員：まち協事業で、校区内の団体が飲食物を販売し、出た利益は団体の活動費にするという事業をしているが、これは良いのか。

事務局：当該事業については、地域の活動であると市では認識しているので問題ない。

委　員：利用の制限が明確にならないと企画もできない。公民館をコミュニティセンター化してしまった方が自由度は上がるのではないかと考える。

第４回の「社会教育事業の取組み等、職員体制について」の議論に向けて、事務局には、10 年ほど前に開催した公民館あり方検討委員会の報告書、社会教育の拠点としての公民館の現状分析等の資料、部局移管の経緯、職員体制、職員の給与体系、予算、使用料収入の資料を準備してほしい。

＜閉会＞

・大坪地域振興部副部長兼公民館支援課長より挨拶

・事務局より次回の会議を 10 月 20 日午後２時より、同じ会場で開催すること、追って通知文書を郵送することを伝え、閉会